

新旧対照条文

◎ 健康保険法施行規則第八十六条の二第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定めるもの（平成二十年厚生労働省告示第五百四十一号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>健康保険法施行規則第八十六条の二第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定めるもの</p> <p>健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第八十六条の二第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定めるものは、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 胎児に低酸素状態が生じたものであって、かつ、次に掲げるもののいずれかであること</p> <p>イ 分娩監視装置が示す情報に異常が認められたもの</p> <p>ロ 出生した者のアプガースコア一分値が三点以下であるもの</p> <p>ハ 生後一時間以内の者に係る血液ガス分析における水素イオン指数が七・〇未満であるもの</p>	<p>健康保険法施行規則第八十六条の二第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定めるもの</p> <p>健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第八十六条の二第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定めるものは、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 分娩監視装置が示す情報に当初異常が認められなかったが、その後胎児に低酸素状態が生じ、当該情報に異常が認められたもの</p>